

2021年6月27日

課題研究統括グループ研究会(第1回)

# 論点としての「参照基準」

鹿毛雅治

慶應義塾大学

教職課程センター／社会学研究科

# 本日の話題提供

1. 「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」とは？
2. 参照基準(教育学分野)の論点: 教職課程の観点から
3. 「グランドデザインの構築」に向けたポイント
4. 「参照基準」に基づく教育課程の構造(仮説)

# 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準について(解説)

## 1. 参照基準の目的

●「学士課程における各分野の専門教育が、その核として共有することが望まれる基本的な考え方...各大学における教育課程編成の参考にしてもらおう(参照してもらおう)ことを通じて、大学教育の質の保証に資することをその目的としています。」

●「すべての学生が身に付けることを目指すべき基本的素養」を掲げています。」

●「その先の具体的な教育課程の編成は各大学が自ら行うもの...各大学が行う自主的・自律的な教育の質保証への取り組みの一助をなることを願っています。」

# 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準について(解説)

## 2. 参照基準の具体的な内容

●「以下の3項目に分けて「基本的な素養」を記述しています…」

①分野の学びを通じて獲得される基本的な「知識と理解」

②基本的な知識と理解を活用して発揮される「能力」

③分野に固有の知的訓練を通じて獲得される「ジェネリックスキル」

●「基本的な素養」として、単なる専門的な知識や理解の表面的な修得を超えた「能力」を身に付けさせるためには、学習方法と、学習成果の評価方法も重要な役割を果たします。

→基本的素養＝知識と理解 × 能力(単なる修得を超えた能力を含む) × ジェネリックスキル

# 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準(教育学分野)

## 目次

### 1 はじめに

- (1) 教育学分野に関連する教育課程
- (2) 教育学分野の参照基準と教員養成に関するコアカリキュラムの関係

### 2 教育学の定義

- (1) 教育という営み
- (2) 教育学分野に包括される諸学問領域

### 3 教育学に固有の特性

- (1) 人間と社会の可変性への関心
- (2) 研究アプローチの多様性
  - ① 規範的アプローチ
  - ② 実証的アプローチ
  - ③ 実践的アプローチ
- (3) 技術知と反省知の両面性
- (4) 教育学の再帰性
- (5) 他の諸学との協働

### 4 教育学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養

- (1) 基本的な知識と理解
  - ① 教育の原理と基本概念の理解
  - ② 教育の目的に関する探究の理解
  - ③ 教育の歴史的理解
  - ④ 教育の社会・文化的多様性の理解
  - ⑤ 学習過程とそれへの教育的介入の理解
  - ⑥ 教育事象と社会的事象との相互関係の理解

### (2) 基本的な能力

- ① 教育学に固有の能力
  - ア 学士課程で身に付けるべき能力
  - イ 職業上求められる能力
- ② ジェネリックスキル
- (3) 参考: 態度・価値観について

### 5 学修方法及び学修成果の評価方法に関する基本的な考え方

- (1) 学修方法
  - ① 講義
  - ② 演習・実習
  - ③ 卒業論文
  - ④ その他
- (2) 評価方法

### 6 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり

- (1) 市民性の涵養
- (2) 境界を越えて往還し架橋するという教育学の学問的性格
  - ① 過去と未来の間の境界を越えて往還し架橋する
  - ② 学問や文化の領域間に存在する境界を越えて往還し架橋する
  - ③ 往還し架橋する市民性を備えたプロフェッショナル

### 7 教育学と教員養成

- <参考資料1> 教員養成と教育学の相互関係性  
—教職課程コアカリキュラムの導入と関わって—
- <参考資料2> 英国の学問分野別参照基準の教育課程編成への活用と日本への示唆
- <参考資料3> 「教育関連学会連絡協議会」加盟学会一覧
- <参考資料4> 教育学分野の参照基準検討分科会審議経過

# 1 はじめに ①

## (1) 教育学分野に関連する教育課程

●「教育学分野に関連する主たる教育課程には、大きく二つの種類が存在する。一つは、〈教育研究に関する教育課程〉であり、もう一つは、〈教員養成に関する教育課程〉である。」

→大学の教育学の課程に教職課程が含まれることを明言

## (2) 教育学分野の参照基準と教員養成に関するコアカリキュラムの関係

●「本参照基準は...〈教育研究に関する教育課程〉と〈教員養成に関する教育課程〉の双方にひとしく通底する基準である。...教職課程コアカリキュラムは、本来は教育学教育の参照基準を理論的土台とし、相互参照的な関係を持つものとして作成されるべきものである。...今後、コアカリキュラム改訂の際には本参照基準をふまえてその相互関係に留意し、かつ、関連学会との連携のもとに作成されることが望まれる。」

# 1 はじめに ②

●「教育学においては、教員養成という要素を付加的にではなく本来の要素として位置付けることが、また、教員養成においては、理論と実践を包括する最先端の教育学が適切に活用されていくことが、より望ましい教育学及び教員養成(教職課程)の構築に際して求められるのである。」

→学士課程(教育学)＝教育研究と教員養成に関する課程

→教員養成は教育学の本来の要素

→理論と実践を包括する教育学が活用されるべき

## 2 教育学の定義

(2) 教育学分野に包括される諸学問領域

●「教育学は...教育という営みの目的、内容、方法、機能、制度、歴史などについて、規範的、実証的、実践的にアプローチする学問分野である。」

→実践的アプローチを研究手法として位置づけている

●「教育学を構成する諸学問領域は、多くの場合、〈基盤となる学問を何においているか〉、あるいは〈何を対象領域としているか〉によって、その領域の名称が付けられている。例えば、「教育哲学」「教育史学」「教育社会学」「教育心理学」...一方、「教育方法学」「教師教育学」「学校教育学」「教科教育学(各教科を含む)」「幼児教育学」「高等教育学」「特殊教育」「生涯教育学」「社会教育学」「環境教育学」などは...さらに、「教育経営学」「教育行政学」「教育法学」「教育経済学」など...」

→教科教育学は教育学の一領域であることが明記

### 3 教育学に固有の特性 ①

#### (1) 人間と社会の可変性への関心

●「教育学が、〈人間の可変性への関心〉を持つ」

●「〈人間の可変性への関心〉は通常、発達可能性・学習可能性・教育可能性という語で表されている。」

●「教育可能性が教育という活動の前提として想定」

●「教育学の考察は、発達の制約性、学習の困難さ、教育の限界を、同時に見極める」

●「教育とは、先立つ社会による次世代育成のための働きかけであると同時に、教育された人々による新たな時代・社会の建設であるという二重性を持つ」

→教師として学ぶべき原理の明示

### 3 教育学に固有の特性 ②

(2) 研究アプローチの多様性

③ 実践的アプローチ

●「...いかにして、現在の状態からより望ましい状態に変えていくかを検討・構想するもの...」

●「教育という営みは、人間の生成・発達と学習の過程、及びその環境に働きかけるものであるから、それはどのように働きかけるかという技(テクネー)を必要とする。」

→教師として学ぶべきアプローチの明示

### 3 教育学に固有の特性 ③

#### (3) 技術知と反省知の両面性

●「教育学において「よりよい教育」を目指すことは、単に技術的・実践的な課題解決を意味するのではない。そのような技術知の側面と並んで、教育学では反省知の側面が重視される。すなわち、教育学の根幹には、人間の性質や社会の過去や現状についての科学的な知見と、人間や社会の理想に関する諸理念についての注意深い吟味とを前提とした反省的な認識が存在しなければならない。」

●「教育学において規範的考察と実証的検討とが不可欠な要素であるのは、この反省的な認識を必要としているからである。」

●「教育が他者の自由の抑圧、不平等の固定化、他者の生存への脅威を生まないためには、教育を通して実現が目指される諸価値をめぐる規範的な考察と、人間や社会についてのより確実で実証的な検討とをふまえて、教育の在り方が慎重に選ばれ続けることが必要...」

→教職に対する規範的、実証的アプローチの意義

### 3 教育学に固有の特性 ④

#### (4) 再帰性

●「教育学は...実践志向性を持つ学問であるからこそ、教育という営みを担う実践者自身が、その営みの在り方を問い、教育学的知見を産出することを要請される。」

●「...他の学問分野とは異なる再帰性(自己の行為を対象とするという性格)を有する。」

●「だからこそ、教員養成は、教育学の中に付加的要素としてではなく本来的な要素として位置付けられ、実践者を育てる(教員養成に関する教育課程)は教育学教育として本参照基準に基づく必要がある。」

→教職課程が学士課程(教育学)であることの根拠

●「...研究機関に属する者のみが研究を特権的に担うのではなく、現実の教育という営みに携わっている実践者による反省的な研究も重要な意味を持つ...」

→教育学における「実務家教員」の意義

### 3 教育学に固有の特性 ⑤

#### (5) 他の諸学との協働

●「対象領域という視点からも諸学との協働は求められる。例えば、教科教育学は、人間が創造・蓄積してきた様々な学問(人文学・社会科学・自然科学)や文化(芸術・スポーツ等)を、学校教育を通じて次世代へ伝達・継承するために、各教科の目標・内容・方法などを考察する領域…」

→学士課程(教育学)における教科教育学の意義

●「教育学以外の学問分野の側でも、教育学との協働の必要性が認識されていることは、例えば、言語・文学分野の参照基準や歴史学分野の参照基準において、初等・中等教員養成の重要性が述べられている。」

→学士課程(教育学)のうちの教職課程を、他の学士課程との関連カリキュラムとして位置づけることが可能

## 4 教育学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養

①

→学士課程(教育学)と教職課程の目的の共通性

(1) 基本的な知識と理解

●「教育学が本来的に複眼的な視点から研究することを求められる分野...」

●<「要旨」より>「教育学の基本的な知識と理解には、「教育の原理と基本概念の理解」と「教育の目的に関する探究の理解」、「教育の歴史的理解」と「教育の社会・文化的多様性の理解」、「学習過程とそれへの教育的介入の理解」と「教育事象と社会的事象の相互関係の理解」が含まれる。」

→学士課程(教育学)としての教職課程の領域区分として

①「教育の原理と基本概念の理解」と「教育の目的に関する探究の理解」

②「教育の歴史的理解」と「教育の社会・文化的多様性の理解」

③「学習過程とそれへの教育的介入の理解」と「教育事象と社会的事象の相互関係の理解」

## 4 教育学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養

### ②

#### (2) 基本的な能力

●<「要旨」より>「...基本的な能力については、...正答が一義的には見つからない教育の諸問題に向き合うことを通じて、多様な視点やアプローチによって教育という営みについて考察し、教育のありうる姿を構想・具体化する力を身に付けることは共通に期待される。」

#### ① 教育学に固有の能力

●「実践的なアプローチを深く学んだ者は、具体的な教育実践の現実を的確に把握し、適切な内容や方法で関与することが可能になる。」

●「教育実践に関わるミクロな対象領域で教育学を深く学習した者は、自ら実践者としてふるまう際に何をどうするべきかについて、多くの技術的知識と十分な反省的思考を有することになる。」

●「教育学を学ぶ者は...教育に関する既存の議論を相対化しつつ、関連文献を批判的に解読し、自ら情報を収集して整理・吟味し、適切な形に加工し、自らの主張を取りまとめて発信する過程を経験...

## 4 教育学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養

③

### (2) 基本的な能力

#### ア 学士課程で目指すべき能力

(ア) 教育事象について批判的に考察することができる

(イ) 特定の教育的営みに関与し、その部分あるいは全体を構想・具体化することができる

(ウ) 教育事象を考察したり、教育的営みに関与したりする際に、効果的にコミュニケーションを行うことができる

(エ) 教育事象を考察したり、教育的営みに関与したりする際に、効果的に協働することができる

(オ) 生涯にわたって教育について学び続けるための基礎を身に付けている

→教師として学ぶべき「基本的素養」

## 4 教育学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養

④

### (2) 基本的な能力

#### イ 職業上求められる能力

「こうした人たちには、前述の教育学の基本的な能力に加えて、以下の能力の涵養が求められる。これらの能力は、学士課程段階ではその獲得が困難であると考えられるが、専門教育を行うに当たっては視野に入れておくことが有用である。」

→教職課程と学士課程(教育学)の「差分」

# 4 教育学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養

⑤

## (2) 基本的な能力

イ 職業上求められる能力→学士課程(教育学)には必ずしもない目的:「単なる修得を超えた能力」=教職課程の独自性

- ・ 人間についての深い理解に基づき、人間は変わることができるという可変性を信頼する観点から、社会的問題の解決法を導き出すことができる。
- ・ 現行の教育の在り方の意義や積極的な価値を理解し、職業倫理・意識を持って、学習者に対することができる。
- ・ 現行の教育の限界を理解し、それを改善したり、ありうる他の教育の在り方を具体的に構想したりすることができる。
- ・ 現代日本の教育について、歴史的な展開や諸外国の事例等をふまえて理解し、その意味と課題を捉えることができる。
- ・ 現行の教育を担いつつも、来るべき将来に向けて、他の選択可能な(オルターナティブな)教育の在り方を探究し、現実化する手立てを生み出すことができる。
- ・ 教育に関わる制度的、経営的、法的な根拠の理解に基づいた教育実践を、利害関係者のニーズをふまえて構想し、その計画を構築できる。
- ・ 学習者やその関係者に対し、場面や相手の特性を意識しながら、言語や非言語的手段を使って効果的にコミュニケーションを行うことができる。
- ・ 構築した計画について、他の教育関係職者や家庭・地域等と共通理解を図り、協働して実践することができる。
- ・ それぞれの職能集団において、その職業の持続性・発展性を実現するために、後進の指導にあたることができる。

## 4 教育学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養

### ⑥

#### ② ジェネリックスキル

●「参照基準におけるジェネリックスキルとは、「分野に固有の知的訓練を通じて獲得することが可能であるが、分野に固有の知識や理解に依存せず、一般的・汎用的な有用性を持つ何かを行うことができる能力...」

#### ●「期待される具体的なジェネリックスキル」

- ・ 社会的課題について、適切な情報を収集し、加工・整理することを通じて、自分の意見を発信できる。
- ・ 社会的課題について、量的・質的データを適切に分析・解釈することができる。
- ・ 歴史的な観点をふまえて社会現実を批判的に検討するとともに、そのオルターナティブを模索することができる。
- ・ 人間や社会の在り方についての原理的な考察をすることができる。
- ・ 他者に対して、場面や相手の特性を意識しながら、言語的・非言語的コミュニケーションを行うことができる。
- ・ 異なる価値観を有する他者とともに活動を創り上げることができる。
- ・ 生涯にわたって学び続けることができる

→教師としても学ぶべき有用なスキル

## 5 学修方法及び学修成果の評価方法に関する基本的な考え方

### (1) 学修方法

#### ② 演習・実習

●「教育学の教育に当たっては、研究の方法や教育の方法を体験的に学ぶための演習や実習がよく用いられる。」

#### ○ フィールド等における実践的演習

●「教育学が実践志向性という固有の特性を持つ学問である以上、その特性を実感しうる教育の機会を提供することは大きな意義を持つ。教育に関するフィールド等における実践的演習や教育実習は、そのための有効かつ必要な方法の一つである。具体的には、アクションリサーチ、サービスラーニング、学習支援ボランティア活動、模擬授業、教育実習、インターンシップなどが想定される。」

●「とりわけ教員として学校現場での実践に取り組む教育実習...は、学生たちにとって大きな意義を持つ学修機会となっている。」

→教育実習、模擬授業、ボランティア活動、インターンシップが教育学の学修方法として明確に位置づけられている

## 6 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり①

●「教育学が目指すのは...教育学の知見を活用してよりよい教育の在り方を模索する市民性の涵養である。」

### (1) 市民性の涵養

●ここでの市民性とは、第一に、民主主義社会を形成する市民の政治的教養のことであり、第二に、そうした民主主義社会の担い手として自らの専門性や職業以外の分野の公共的課題に対しても判断できるアマチュアとしての資質をさす。そしてこの政治的教養とアマチュアとしての資質という2点はいずれも、様々な意味における境界を越えて往還し架橋するという教育学の学問的性格の根幹と通底する...その意味で、教育学を学ぶことの意義には、教養教育、専門教育のいずれの場合においても、市民性の涵養が不可欠の要素として含まれている...」

→教育学の学修によって教師としての市民性が涵養

## 6 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり②

### (3) 往還し架橋する市民性を備えたプロフェッショナル

●「...市民性の涵養は、教育学を教養として学ぶ場合にも、教育研究に関する専門教育課程として学ぶ場合にも、また、教員養成に関する専門教育課程として学ぶ場合にも、教育学の根幹をなすものとして要請される。」

→学士課程(教育学)の領域を示唆: 教育学の課程 = 教養課程 + 専門教育課程(教育研究、教員養成)

●「それを通じて形成される市民性は、専門的職業人として民主主義社会を形成する市民性を備えたプロフェッショナルを構成する。」

→教育学の学修によって教師としての市民性が涵養

## 7 教育学と教員養成 ①

●「教職課程を履修する学生には、ここで論じてきた教育学を一定の深さまで学ぶとともに、教科の内容に関する専門科目の学修が必要になる。教育に携わる実践者としての理論知や実践知と、教育内容に関する専門的な知とを学ぶことになるのである。」

→教師の知＝「理論知(・反省知)」と「実践知(・技術知)」(←学士課程(教育学))×教育内容に関する専門的な知(←「教科に関する科目」)

## 7 教育学と教員養成 ②

●〈教員養成に関する教育課程〉における教育学教育と教員養成教育の関係は、大学・学部等によって多様である。その関係...少なくとも次の四つ...」

「第一は、教員免許の取得を主たる目的とする教員養成系大学・学部で、かつ教育学を主な専攻とする学科等...教育職員免許法の規定に基づく教職課程の科目に加えて、教育学のより深い学修を含めた教育課程をその大学独自に編成」

「第二は、教員免許の取得を主たる目的とする教員養成系大学・学部で、かつ教育学以外の教科に関する専門領域を主な専攻とする学科等...教育職員免許法の規定に基づく教職課程の科目と、特定教科を児童・生徒に教えることに特化した教科教育学の関係科目」

「第三は、教員免許の取得を学生の自由意志に委ねている一般大学・学部で、かつ教育学以外を主な専攻とする学科等...教育職員免許法に規定された教職課程の科目にほぼ限定」

「第四は、教員免許の取得を学生の自由意志に委ねている一般大学・学部で、かつ教育学を専攻とする学科等...専門領域として教育学を深く学び、教育職員免許法に規定された教職課程の科目はそれに付加される」

## 7 教育学と教員養成 ③

●「教員養成は大学における学問を基盤にして行われなければならない。...教育学は教職課程の中核的要素として位置づく...教職を学識に基づく専門職(profession)だと考えるなら、教員養成において、理論と実践を包括する最先端の教育学が適切に活用されていくことが求められる。」

●「...〈教員養成に関する教育課程〉についても、第一・第四タイプでの教育学教育においては本参照基準がそのまま参照基準として使えらるゝと考えられる。また、第二・第三を含めた教員養成教育についても、教育学の十分な学術的知見に基づいて作成され、随時更新されていかなければならない。」→すべてのタイプの基準なのでは？

●再帰性を持つという教育学の特性から、教職課程を履修する学生たちは自ら教育に携わる立場に立つことで、理論知・反省知と実践知・技術知を包括する理解をも一層深めることができる...」

→「反省知」と「技術知」が教育研究課程で必ずしも重視されない教職課程特有の知？

# 大学教育と教職課程

## 大学教育

学士課程(教育学)

教養課程

専門課程(一部に教職課程を含む)

教育研究に関する科目

理論知

教師の「基本的素養」

教員養成に特化した科目

↑  
職業上  
求められる  
能力

反省知

技術知

実践知

- 実践的アプローチに力点
- 実践に関わるミクロな対象領域

学士課程(他の学問分野)

教養課程

専門課程

教科内容に関する科目

↑  
職業上  
求められる  
能力